

[18]知的障がい・精神障がい（発達障がい含む）支援設備

基本的な考え方

知的障がい者・発達障がい者等も安心して建物を利用できるよう、バリアフリー化などハードの整備だけでなく、人的対応等ソフトの対応も重要である。本章では、知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む）が利用しやすい設備を紹介する。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

望ましい整備		解説
休憩スペース	<ul style="list-style-type: none">○長い廊下や広い空間に接する場所に、休憩の場所を設ける。○パニック等を起こした際に落ち着くための部屋を設ける。	
情報	<ul style="list-style-type: none">○廊下等は、標識など必要な情報のみ掲示する。○標識や案内板は、文字が多いものや、デザインが複雑なものは、わかりにくいため避け、できる限りシンプルなものとする。○漢字だけでなく、かなでわかりやすく表示する。○文字はわかちがきにすること。○文字の書体は認知しやすいものとすること。	<p>ポスターなど様々な情報があると、知的障がい者は必要な情報を得ることが難しい。</p> <p>表示されている内容を読みとることが難しいこともある知的障がい、発達障がい者にとって、統一されたデザインによる表示は有効である。</p> <p>漢字が読めない知的障がい者もいるため。</p> <p>ゴシック体や教科書体が認知しやすい。</p>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">○写真やイラストを挿入した「わかりやすいパンフレット」やコミュニケーションボード、絵カードなどのコミュニケーション支援ツールを用意する。○方法が複数ある場合、メリット・デメリットを表示したり、項目を記載して渡すなどすると、選択がしやすくなる場合がある。	ひらがな表記、または漢字にルビを振るなど、わかりやすいもの

解説図一覧

図 18.1 ルビ（ふりがな）を振った冊子の例	
図 18.2 コミュニケーションボードの例	
図 18.3 絵カードの例	
図 18.4 知的障がい者に配慮した小便器	
図 18.5 わかちがきの例	

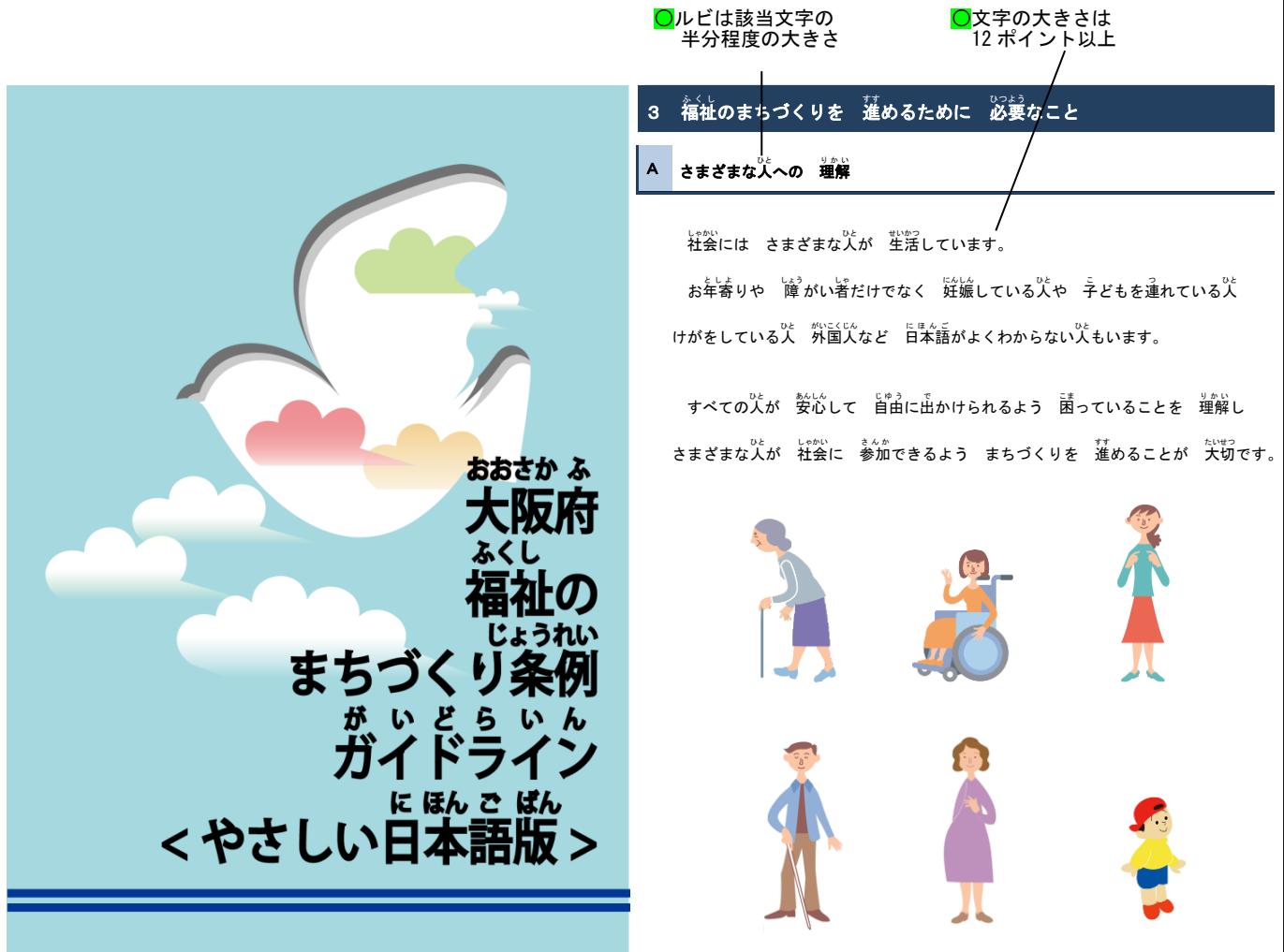
関連する資料

- ・参考-116 公共サービス窓口における配慮マニュアル（障害者施策推進本部）
- ・参考-217 わかりやすい情報提供のガイドライン（全国手をつなぐ育成会連合会）

●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 18.1 ルビ（ふりがな）を振った冊子の例

【大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン<やさしい日本語版>】



- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○図 18.2 コミュニケーションボードの例



【出典】セイフティーネットプロジェクト横浜

●政令・条例の基準
○望ましい整備

○図 18.3 絵カードの例

車内(大きな声を出さない)



車内



不適切な行動は赤色の縁、適切な行動は緑色の縁で示している。

食事(手で食べない)



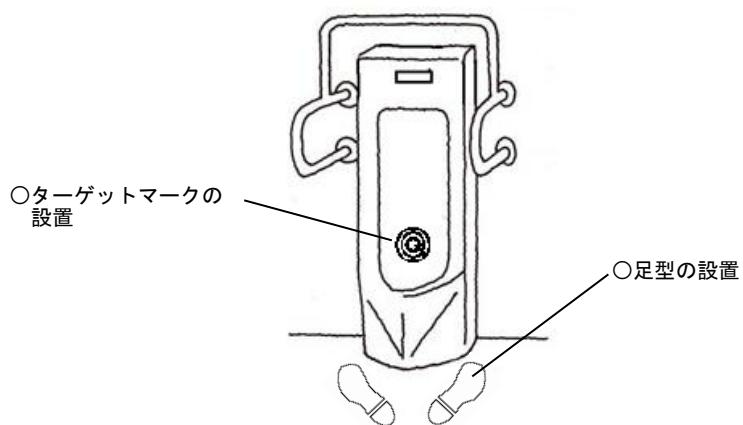
食事



【出典】プロテクション・アンド・アドボカシー・大阪

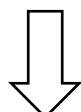
- 政令・条例の基準
- 望ましい整備

○図 18.4 知的障がい者に配慮した小便器



○図 18.5 わかりがきの例

予約をした本などがそろったときに、メールでれんらくしてもらえます。



予約をした 本などが そろったときに、
メールで れんらくして もらえます。

【出典】わかりやすい情報提供のガイドライン 全国手をつなぐ育成会連合会